

お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書をお読みください。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、(学) 広島YMCA学園（広島市中区八丁堀7-11観光庁長官登録旅行業第1331号 以下、「当学園」とする）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当学園と募集型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2)当学園はお客様が当学園の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下、「最終旅行日程表」とする）及び当学園旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下、「当学園約款」といいます）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約成立の時期

- (1)当学園所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。当学園業務の都合上、専用の書面に必要事項をご記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は当学園が予約の承諾をし申込書と申込金を受領した時に成立するものといたします。
- (2)当学園は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当学園が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当学園はお申し込みはなかつたものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込書の提出と申込金のお支払い後、当学園がお客様と旅行契約を承諾する通知を出した時に、また電話によるお申し込みの場合は、本項(2)により申込書と申込金を当学園が受理したときに成立いたします。

(4)申込金

区分	申込金（おひとり）
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。また、上表内の「旅行代金」とは、第7項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。旅行に参加するために乗車券類の手配を依頼されるお客様は、上記申込金とは別に、乗車券類の運賃料金を事前にお支払いいただきます。
- (5)当学園は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
 - (6)契約責任者は、当学園が定める日までに、構成者の名簿を当学園に提出しなければなりません。
 - (7)当学園は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
 - (8)当学園は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
 - (9)お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当学園はお客様の承諾を得て、お客様がウェイトング状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様をウェイトングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当学園は申込金を申し受けます。（ウェイトングの登録は予約完了を保証するものではありません。）ただし、「当学園が予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトング登録の解除のお申し出があった場合」又は、「お待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当学園は当該申込金を全額払い戻しします。
 - (10)本項(9)の場合で、ウェイトングコースの契約の成立は、当学園が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4. お申し込み条件

- (1)20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。満75才以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当学園の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が、当学園らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為等を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風説を流布したり、畏敬や威力を用いて当学園の信用を毀損したり業務を妨害する等の行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (6)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当学園は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客さまからのお申し出に基づき、当学園がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (7)当学園は、本項(1)(2)(6)の場合で、当学園よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (8)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当学園が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (9)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (10)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当学園が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11)その他当学園の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当学園は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当学園の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当学園はお客様に、集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするように努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当学園が指定する期日迄にお支払いいただきます。

7. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第3項の「申込金」、第15項(1)の①の「取消料」、第15項(1)の②の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。)
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)
- (3)旅行日程に明示した観光料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に別途の記載のない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6)手荷物の運搬料金(お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機での運搬の場合はお一人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。)

(7)団体行動中の心付け

(8)添乗員同行コースの同行費用

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2)クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)
- (4)お一人部屋を使用される場合の追加料金
- (5)日本国内の空港施設使用料
- (6)ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金

(7)日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(8)旅行日程中の空港税(日本国内通行税を含む)等(ただし、空港税を含んでいることを当学園がパンフレットで明示したコースを除きます。)

1 0. 追加代金と割引代金

(1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除く)をいいます。

- ①お一人部屋を使用される場合の追加代金
- ②パンフレット等で当学園が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- ③「食事なしプラン」等を基本とする「食事付きプラン」等の差額代金
- ④パンフレット等で当学園が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- ⑤パンフレット等で当学園が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額
- ⑥その他パンフレット等で「××追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等)

(2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金(あらかじめ割引後の旅行代金を設定した場合を除く)をいいます。

- ①パンフレット等で当学園が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
- ②その他のパンフレット等で「〇〇〇割引代金」と称するもの

1 1. 渡航手続

(1)ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当学園は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当学園はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

(2)渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

1 2. 旅行契約内容の変更

当学園は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当学園の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当学園の関与し得ないものである理由及び当該事由の因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

1 3. 旅行代金の額の変更

当学園は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2)当学園は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当学園はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加した時は、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生した事による変更の場合を除き、当学園はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5)当学園は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当学園の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレットに記載した範囲内で旅行代金を変更します。

1 4. お客様の交替

お客様は万一の場合、当学園の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡す事ができます。但し、この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当学園に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,800円をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当学園の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承する事となります。なお当学園は、交替をお断りする場合があります。

1 5. 旅行契約の解除・払い戻し

(1)旅行開始前

①お客様の解除権

ア. お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し契約解除のお申し出は、当学園の営業時間内にお受けします。

- a. 「下記c, d以外の」旅行で「特定日」(4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7)に旅行を開始する旅行
- b. 「下記c, d以外の」旅行で、「特定日以外」に旅行を開始する旅行

契約解除の日	特定日に旅行を開始する旅行の取消料	特定日以外に旅行を開始する旅行の取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降～31日目に当たる日まで	旅行代金の10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日～旅行開始日の当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

c.本邦出国時及び帰国時に貸切航空機を利用する旅行(パンフレットのコース頁に「貸切航空機利用」の旨を明示します)

契約解除の日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって91日目にあたる日まで	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～21日目にあたる日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降～4日目にあたる日まで	旅行代金の80%
旅行代金の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降～当日又は無連絡不参加	旅行代金の100%

d.船舶を利用する旅行(クルーズ) パンフレットに明示する取消料に拠ります。

イ. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
a.第12項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り、

- b.第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- d.当学園がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規程する日までにお渡ししなかったとき。
- e.当学園の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

ウ. 当学園は本項「(1)の①のア」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の①のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しをいたします。

エ. 日程に含まれる地域地について、外務省から「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」以上の危険情報が発出された場合は、当学園は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当学園が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになられる時は、所定の取消料が必要となります。

オ. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

カ. 当学園の責任とならない各種ローンの取り扱い上及びその他渡航手続き上の自由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。

②当学園の解除権

ア. お客様が第6項に規程する期日までに旅行代金を支払われないときは、当学園は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項「(1)の①のア」に規程する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- イ. 次の項目に該当する場合は、当学園は旅行契約を解除することがあります。
- a.お客様が当学園のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b.お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c.お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
 - e.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f.パンフレットに記載した最少催行人員に満たない時。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間外に旅行開始する時は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
 - g.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当学園があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
 - h.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当学園の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

ウ. 当学園は本項「(1)の②のア」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項「(1)の②のイ」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

②旅行開始後の解除

①お客様の解除・払い戻し

ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に関わる部分の契約を解除することができます。この場合当学園は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に関わる部分をお客様に払い戻しいたします。

②当学園の解除・払い戻し

ア. 旅行開始後であっても、当学園は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当学園の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当学園の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 解除の効果及び払い戻し

本項「(2)の②のア」に記載した事由でお客様又は当学園が旅行契約を解除したときは、本項「(1)の①のア」によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除するときを除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当学園は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに関わる部分の費用から当学園が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ. 本項「(2)の②のアのa,c」により当学園が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ. 当学園が本項「(2)の②のア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当学園とお客様との間の契約関係は、将来に向ってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当学園の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

1 6. 旅行代金の払い戻しの時期

(1)当学園は、「第13項の(2)(3)(5)の規程により旅行代金を減額した場合」又は、「前15項の規程によりお客様もしくは当学園が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあたっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2)本項(1)の規程は、第19項(当学園の責任)又は第21項(お客様の責任)で規程するところにより、お客様又は当学園が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

1 7. 当学園の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当学園の指示に従っていただきます。

1 8. 添乗員

(1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当学園が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

(3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

(4)添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

1 9. 当学園の責任

(1)当学園は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当学園又は当学園が手配を代行させた者(以下手配代行者といひます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当学園に対して通知があった場合に限りです。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきまして、当学園は原則として本項(1)の責任を負いません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

ウ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

エ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

オ. 自由行動中の事故 カ. 食中毒 キ. 盗難

ク. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって

生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当学園に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当学園が行う賠償額はお一人あたり最高15万円までといたします。

2 0. 特別補償

(1)当学園は前項(1)の当学園の責任が生じるか否かを問わず、当学園約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害保証金(2500万円を上限)・入院見舞金(4万円～40万円)及び通院見舞金(2万円～10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。

(2)本項(1)にかかわらず、当学園の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル等登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当学園は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当学園は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当学園約款に定められている補償対象除外品については、損害賠償金を支払いません。

(5)当学園が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

2 1. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当学園約款の規定を守らないことにより当学園が損害を受けた場合は、当学園はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当学園から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

(4)当学園は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当学園の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当学園が指定する期日までに当学園の指定する方法で支払わなければなりません。

2 2. オプショナルツアー又は情報提供

(1)当学園の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当学園が企画・実施する募集型企画旅行(以下、「当学園オプショナルツアー」といひます)の第20項(特別補償)の適用については、当学園は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当学園オプショナルツアーは、パンフレット等で「企画者：当学園」と明示します。

(2)オプショナルツアーの運行事業者が当学園以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当学園は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。

(3)当学園は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当学園は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

2 3. 旅程保証

(1)当学園は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③で規程する変更を除きます。)は第7項で定める「お支払対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当学園に第19項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当学園は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ. 旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のため必要な措置

②第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当学園は変更補償金を支払いません。

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当学園は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規程にかかわらず、当学園がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当学園は変更補償金を支払いません。

(3)当学園は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供を持って補償を行うことがあります。

当学園が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した本邦内の旅行開始地の空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1: 確定書面が交付された場合には、「パンフレット」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合においてパンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間には又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときはそれぞれの変更につき1件として取り扱います。1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注2: ③④に掲げる変更で運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は1泊につき1件として取り扱います。

注3: ④に掲げる運送機関の会社名については等級又は設備がより高いものへの変更には適用しません。

注4: ④又は⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5: ⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

24. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しする場合があります。また、「外務省海外安全ホームページ」:

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

25. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」:

<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

26. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員に

お問い合わせください。

27. 個人情報の取扱い

広島YMCAでは、皆様から頂いた情報を厳重に管理致します。個人情報の取り扱いにつきましては、以下のルールに従います。不都合のある方は、ご連絡下さい。

1. 皆様に無断で個人情報を集めることはいたしません。皆様に対して、利用目的をあらかじめ明らかにしたうえで個人情報の提供をお願いしております。個人情報は下記の4に記した目的以外の用途には利用しません。
2. 取り扱いに関する安全管理措置契約をあらかじめ締結した発送代行委託先以外の第3者に皆様の個人情報を流すことはいたしません。
3. 皆様の個人情報の管理を第3者に委託する時は、個人情報保護の為の必要な措置を講じます。
4. 広島YMCAの個人情報利用目的
 - ・ プログラム実施上の資料
 - ・ プログラム実施上の連絡(運送・宿泊機関等、海外の機関等を含む)
 - ・ 当学園の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き
 - ・ 当該プログラム次回募集の告知
 - ・ 機関誌の送付
 - ・ 広島YMCA主催、または関係団体主催の催し物の告知

※お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。個人情報の提供は、電子的方法等で送付することがあります。

28. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

29. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当学園では、商品の交換や返品等のお手伝いをいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (3)当学園はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4)子ども代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。
- (5)当学園が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発着空港を出発(集合)してから、当該空港に着着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。
- (6)日本国内の空港から本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (7)当学園の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスにかかわるお問合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当学園は第19項(1)ならびに第23項(1)の責任を負いません。
- (8)当学園所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当学園は、お客様の交替の場合に準じて、第14項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。

観光庁長官登録旅行業第1331号 (社)日本旅行業協会正会員
 学校法人広島YMCA学園
 YMCAエデュケーションルトラベル
 〒730-8523 広島市中区八丁堀7-11
 TEL(082)222-3003 FAX(082)222-3434
 総合旅行業務取扱管理者 中山淳
 営業時間 9:30~17:30(土日祝日及び年末年始、盆休業日を除く)